



山形県公報

平成20年12月19日(金)

号 外(46)

目 次

条 例

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例.....(人 事 課)... 4
 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....(同)...同
 山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財 政 課)...同
 山形県県税条例の一部を改正する条例.....(税 政 課)... 5
 山形県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例.....(女性青少年政策室)...同
 山形県青少年保護条例の一部を改正する条例.....(同)... 6
 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例.....(警 察 本 部)... 9

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (人事課)

- 1 義務教育等教員特別手当の支給月額限度額を15,900円に引き下げることとした。
 - 2 この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。
- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (人事課)

- 1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当のうち次に掲げる業務に係るものの額を改定することとした。(第15条第2項第1号~第4号関係)
 - (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
 - (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの
 - (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導事務で、宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日若しくは休日(以下「勤務を要しない日等」という。)に行うもの
 - (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で勤務を要しない日等又は半日勤務時間が割り振られた日に行うもの
- 2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当のうち入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で勤務を要しない日等又は半日勤務時間が割り振られた日に行うものに係るものを廃止することとした。(第15条関係)
- 3 この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第55号) (財政課)

- 1 政治資金規正法の規定に基づく政治資金収支報告書等の写しの交付の事務につき手数料を徴

収することとした。

- 2 この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第56号）（税政課）

- 1 個人の県民税の所得割に係る寄附金控除の適用対象となる寄附金を定めることとした。

- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県県税条例の規定は、県民税の所得割の納税義務者が同年1月1日以後に支出する1の寄附金について適用することとした。

山形県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例（県条例第57号）（女性青少年政策室）

- 1 山形県青少年問題協議会を廃止することとした。

- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例（県条例第58号）（女性青少年政策室）

- 1 題名を山形県青少年健全育成条例に改めることとした。（題名関係）

- 2 青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めることとした。（第3条の2、第4条及び第6条～第6条の9関係）

- 3 知事が青少年に有害な興行として指定することができるものに、その内容の全部又は一部が著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものに該当すると認められるものを加えることとした。（第7条第1項関係）

- 4 知事が青少年に有害な図書類として指定したものとみなされるものに、録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたものを加えることとした。（第8条第2項関係）

- 5 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならないこととした。（第11条の4第1項関係）

- 6 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならないこととした。（第11条の4第2項関係）

- 7 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならないこととした。（第13条の2関係）

- 8 深夜において営業を営む者等は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならないこととした。（第14条第3項関係）

- 9 深夜において遊技営業等を営む者等は、深夜に、その遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならないこととした。（第14条の2第1項関係）

- 10 青少年に対してなされ、又は青少年が行うことを知って場所を提供し、又は周旋してはならない行為に、入れ墨を施す行為を加えることとした。（第15条関係）

- 11 山形県青少年保護審議会の名称を山形県青少年健全育成審議会に改め、その調査審議事項及び組織に関し必要な見直しを行うこととした。（第18条～第22条の2関係）

- 12 知事が、条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、立入調査等をさせることができる場所に、遊技営業等の場所を加えることとした。（第25条関係）

- 13 青少年にみだらな性行為を行った者等に対する罰則を強化するとともに、青少年に入れ墨を施した者等に対する罰則を設けることとした。（第27条関係）

- 14 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（警察本部）

警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に規定する給付金に関するものを加えることとした。

条 例

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第53号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年 8 月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の 6 第 2 項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第54号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 4 号中「次号において同じ。」を削り、同項第 5 号を削り、同条第 2 項第 1 号中「3,200円」を「6,400円」に、「6,400円」を「12,800円」に改め、同項第 2 号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第 3 号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第 4 号中「1,200円」を「2,400円」に改め、同項第 5 号を削る。

附 則

この条例は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第55号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年 3 月県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第431号の次に次の 1 号を加える。

(431)の 2 政治資金規正法（昭和23年法律第194 号）第20条の 2 第 2 項の規定に基づく報告書等の写しの交付
政治資金収支報告書等 政治資金収支報告書等の写しの交付手数料
次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 複写機により用紙に複写したものの交付	交付する用紙の枚数（用紙の両面を用いる場合にあっては、用紙の片面を

	1枚として算定した枚数とする。) 1枚につき10円
ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この表において同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第56号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第34条の3第1項に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

イ 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

ロ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

附則第3条の2第1項中「（大正11年法律第62号）」を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第34条の3第1項第3号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が同年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

山形県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第57号

山形県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

山形県青少年問題協議会設置条例（昭和28年10月県条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第58号

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県青少年健全育成条例

目次中「第1章 総則（第1条 - 第6条の3）」を

「第1章 総則（第1条 - 第6条の4）」

に、「山形県青少年保護審議会」を「山形県青少年健全育成審議会」に改める。

第1条中「をその心身の健全な発達」を「の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成」に、「から保護し」を「の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し」に改める。

第3条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 遊技営業等 次のいずれかに該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。

イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業

ロ 客席を設けて、客に備え付けた書籍若しくは雑誌の閲覧又は備え付けた端末設備によるインターネットの利用をさせる営業で、これらの対価を受けるもの

ハ 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業

第3条第9号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業適正化法」という。）」を「風俗営業適正化法」に改め、同条の次に次の1号を加える。

（基本理念）

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、すべての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。

3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。

第4条中「県は」を「県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに」に、「を図るための総合的な施策を講ずる」を「に関する施策を総合的に推進する」に改める。

第6条に次の2項を加える。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

第6条の3中「自ら」を「社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら」に、「健全な発達を図るよう」を「健全に成長するよう」に改め、第1章中同条を第6条の4とする。

第6条の2中「保護者は」を「保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに」に、「持ち、」を「持ち、良好な家庭環境の中で」に、「責任」を「責務」に改め、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（事業者の責務）

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 健全育成に関する基本的施策

（施策の基本）

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

（施策の大綱）

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- (2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- (3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- (4) 家庭における青少年の健全な育成の支援
- (5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援

（基本計画の策定）

第6条の7 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（県民運動の推進等）

第6条の8 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施策の公表）

第6条の9 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第7条第1項に次の1号を加える。

- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

第8条第2項に次の1号を加える。

- (3) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査

する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの（17歳未満の者のみを対象として、その視聴を不適当としたものを除く。）

第8条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項第3号の規定による団体の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該団体の指定を取り消したときも、同様とする。

第11条の3の次に次の1条を加える。

（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）

第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する適切な判断力の育成が図られるよう、教育及び啓発に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（入れ墨の禁止）

第13条の2 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

第14条第1項中「この条において」を削り、同条に次の1項を加える。

3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（深夜遊技営業等の場所への立入禁止）

第14条の2 深夜において遊技営業等を営む者（以下「深夜遊技営業等営業者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、その遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

第15条中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 入れ墨を施す行為

第18条第1項中「の各号」を削り、「山形県青少年保護審議会」を「山形県青少年健全育成審議会」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 第8条第2項第3号の規定による団体の指定又は当該団体の指定の取消しをしようとするとき。

第18条第2項中「山形県青少年保護審議会」を「山形県青少年健全育成審議会」に改める。

「第3章 山形県青少年保護審議会」を「第3章 山形県青少年健全育成審議会」に改める。

第19条中「知事の諮問に応じ、前条第1項に規定する事項」を「この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項」に、「山形県青少年保護審議会」を「山形県青少年健全育成審議会」に改める。

第20条第1項中「13人」を「20人」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（委員）

第20条の2 委員は、青少年の健全な育成に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（専門委員）

第20条の3 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（部会）

第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

第25条第1項中「興行が行われている場所、図書類等の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所、広告物の広告主若しくはその管理者の営業の場所又は図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所」を「、次に掲げる場所」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 興行が行われている場所

(2) 図書類等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所

(3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所

(4) 図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所

(5) 遊技営業等の場所

第27条第4項中「又は」を「、第13条の2又は」に、「及び第2項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同条第2項第1号中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「第15条」を「第14条の2第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 第13条の2の規定に違反した者

第27条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第13条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第59号

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

山形県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。